



府労組連夏季交渉 最終回答 夏季ボーナス条例どおり6/30支給

育児部分休業、子育て部分休暇、 介護時間と時間休併用可能に 子育て部分休暇の対象拡大検討へ

大教組と府職労でつくる府労組連は、府費職員の給与待遇改善を求めて、要求書を提出して交渉を続け、6/19に府当局からの最終回答がありました。

子育て関連の休暇等で要求実現 当局の回答から

○「7月から子育て部分休業、子育て部分休暇、介護時間等と時間休の併用を可能とする」

○「子育て部分休暇の対象を従来の小3までから、引き上げを検討する」

これらは従来から府労組連が要求してきた内容が実現したものとなっています。

一方で、府労組連として強く要求してきた非常勤講師の待遇改善、再任用職員の賃金水準引き上げ、評価制度の中止・抜本的な見直し、時間外勤務解消と大幅

な教職員増、育産休・病休代替職員の配置などについては前進的な回答には至っていません。

引き続き、空きの交渉、府当局回答に向けて、さらに職場の声を集めて取り組みを強めていきましょう。

市職労組合事務所問題 大阪高裁判決

枚方市の「不当労働行為」認定 速やかに府労働委員会命令の実行を

伏見市長による、枚方市職員労働組合にたいして組合ニュース記事が政権や姿勢を批判する記事を載せたことを理由に、組合事務所の退去を求める、市職労が求める事務所問題についての団体交渉に応じてきませんでした。

これに対して大阪府労働委員会は枚方市の対応を不当労働行為と認定、「今後このような行為を繰り返さな

今回の府労組連の交渉での前進・確認点

○一時金(ボーナス)は条例どおり6月30日に支給

○育児部分休業、子育て部分
休暇及び介護時間等と時
間単位年休の併用取得を
今年7月より可能とする

○子育て部分休暇の対象と
なる子の年齢引き上げにつ

いて他府県の状況等を踏まえ検討

夏期一時金支給月数

	一般職員	再任用職員	会計年度任用職員
期末手当	1.2月	0.675月	1.2月
勤勉手当	1.0月	0.475月	
計	2.2月	1.15月	1.2月

い」誓約書を市に命じました。

枚方市は、これを不服として大阪地方裁判所に提訴しましたが、逆に枚方市の請求が棄却。枚方市はさらに高等裁判所へ控訴しましたが、再び枚方市の請求を棄却。

市長の対応について、組合の弱体化を狙う不当な行為、交渉に応じない不当労働行為として、厳しく断罪された形になります。

枚方市は高裁の判決を真摯に受け止め、組合への不当な対応をあらためて、府の労働委員会命令を実行すべきです。

「子どもがつながりあう、学級活動、 まなび庵 6/17(土) 授業づくりアイデア交流会」

6月17日(土)に第2回まなび庵が行われました。

今回は、学級活動や授業づくりにかかわるアイデア交流会として開催。日常の朝の会や、帰りの会での詩の朗読などを使った取り組みや、「一人ひとりの活動のアイデア、タブレットを使った総合・探求学習の取り組みのアイデアの紹介など、多彩な内容のまなび庵となりました。

今回の参加者の方々は、経験の少ない方や、講師の先生も多く、交流、質疑応答の中でも盛んに質問したりして、吸収しようとされていました。

参加者の感想より

□子どもとつながる、子ども同士でつながるということで、詩については朝学習でどのように時間をかけていったり、作っていったりするかをというところで、精選して、何をどのようにしていくかを考えること、教えたことや学ばせたいことを考えることが必要だと感じました。また、まなびポケットをどれだけやっているかの進捗を聞く事ができて、よかったです。

□自分が今、クラス作りで悩んでいることについて、答えに近づけるヒントがもらえたことがありがたかったです。今日学んだ、カレンダー、目的意識の二点を実践に活かしていこうと思います。ありがとうございました。

□講師1年目で「わからないことがわからない」状況で、一番大事にした方がいい事を知れた。ゴールから逆算したり、教材を教えるより、教材で教えると言うことが貴重なお話だった。



今年度新規採用の方へ 7/15 までに総合共済に加入すれば 生命共済(3口)、医療共済(3口)を1年間掛け金サービス

新規採用の先生、若い先生に関心が高く、たくさんの方が加入いただいている総合共済、新採の方は、もしもの時に安心な教職員賠償共済、くらしの賠償共済とセットで加入がお勧めです。

しかも、7/15までに今年度新採の方が加入すれば生命・医療共済が、1年間掛け金がサービスしてもらえます。まだ加入されていない方はぜひ、この機会に加入を！！ こちらから⇒



山梨県25人学級、小3まで拡大

「幼児期との接続を円滑に」する効果(検討委員会報告書)

山梨県は、すでに中3までの35人学級、小2までの30人学級を実施していた上に、現在の長崎知事になってさらに25人学級にまで拡大。

その根拠として共著するのが、「自己肯定感を向上」させ「幼児期との接続を円滑に」することをあげています。これは県内約250校の校長アンケートからも圧倒的な意見として寄せられています。

「幼保小の連携 架け橋プロジェクト」で現場の教職員に努力や工夫を求めるだけでなく、このような自作こそ重要です。

また、学年人数により分割で人数が少なくなるため25人を上回る学級編成をした場合には、各クラスに非常勤講師を配置して、T.T.による対応ができるようにしています。(小4~中3でも同じ対応) ⇒ 裏面へ

知事「さらに拡大」 教員不足懸念に「正規採用増」で対応

大阪では、「私学無償化」を「公立高校統廃合」とセットで行うなど、多くの子ども、保護者に負担を負わせる施策で、結果的に私立高校にも、公立高校にも教育をゆがめちゃう負の影響を負わせています。

一方山梨県では、教育予算以外から、財源をねん出して独自の少人数学級を拡大しており、知事の明確なビジョンで推進されています。

来年度は小4までに25人学級を拡大するとしており、懸念される教員不足についても、臨時任用の講師ではなく、正規教員の採用枠を拡大して対応しようとしています。(大阪府は令和6年採用試験予定者数を大幅減)

子どもや保護者にも、教職員の働き方改革ややりがい・充実感の点からも、少人数学級の拡大は大阪、枚方でも実施していくべきです。

高槻市 小中学校給食費を恒久的に無償化へ

小中35人学級も、高槻にできて枚方でなぜ出来ない？

新聞報道では、高槻市の浜田市長が、小中学校の給食費を今後無償化にする意向を表明、6月議会に関連議案を提出するとしています。

高槻市は2022年から中学校の給食費無償化を実施していましたが、保護者からも広い支持があり、さらに小学校にも拡大することにしています。小学校の無償化にかかる4億余りの費用を物価高騰対策費として予算に計上、そのほかにも教育施設に物価高騰への支援金を支給するとしています。

小中全学年35人学級も実施 高槻にできて、枚方でなぜできない？

高槻市は2013年から小学校全学年を35人学級に、2022年度から中1、今年度から中3までを35人学級にしています。中学校給食全員喫食も2015年には全校実施(自校・親子方式併用)、さらに昨年からは中学校給食の無償化も始めています。

同じ規模の中核市で、高槻にできて枚方に出来ない理由はありますか。伏見市長も当選時に公約していた小学校全学年の35人学級は、いつの間にか消えています。行政の長として、教育、子育て重視の誠意策に転換すべきです。

教員不足、タダ働きの時間外勤務の解消を

給特法見直しの動きが拡大

東大教授ら給特法見直し署名呼びかけ

長時間多忙化の大きな原因とされる旧特法について見直しなどを巡る動きが拡大しています。

6月初めに中島哲彦氏が呼び掛け、大学教授や教育研究者らが、残業代の支給などを求める署名を広めることを訴えました。

枚方教組・大教組が加わる全教(全日本教職員組合)も全国的にこの署名に取り組むことを提起して、6/12(火)に緊急のオンライン集会を開催して取り組みを呼びかけています。

自民党案 わずかの調整額UPで「教師は高度専門職、高い裁量性」?

自民党は5月に教員人材確保の提言で「教師は高度専門職」「裁量性の高い職務」としながら、「働き方改革の推進」のほかに質の高い人材確保のために調整額を10%以上にするを提言しています。

しかし、現行4%の調整額は月額1万円前後であり、10%になったとしても3万円程度でしかありません。結局のところ、「定額働かせ放題」の実態を放置、ないし、調整額増額に「教師の崇高な使命」(自民党提言)のお墨付きをつけて助長するものと言えます。

残業代不支給の転換は不可欠 最高裁も「長時間労働抑制の役割」

給特法の見直しにおいて、時間外勤務に対する割増賃金の支給は不可欠の問題です。そもそも、労働条件の最低基準を定めた労働基準法で8時間以上働かせることは原則違法です。しかし、①時間外勤務には割増賃金を支給(平日25%、休日50%)、②労働者代表(組合など)と時間外勤務について事前に協定を結ぶ。ことを条件に例外として時間外勤務を認めています。この割増賃金については最高裁判決でも「時間外の労働時間を抑制する役割」として認められているものです。

働く者の当然の権利である、時間外手当支給の仕組みを認めることは長時間多忙化抑制に不可欠です。

給特法見直しの動きが急速に拡大、本質的な見直しの実現を

自民党以外でも、給特法見直しの動きが急速に拡大しています。

2022年から内田良氏らの「給特法のこれからを考える有志の会」の署名は、今年3月に8万筆を集めて提出されていました。

2019年末に成立した変形労働時間制にかかわり、給特法の見直しは2022年以降とされてきました。今後さらに見直しに向けての動きが加速されます。

今回の署名を広げ、本質的な見直しを実現していきましょう。 オンライン署名⇒



総合共済加入の方給付申請のお忘れはありませんか？

総合共済は、結婚、出産、結婚記念日やクリスタル給付など多彩な給付があります。

給付については、加入者からの申請が必要になります。

給付申請は事由の発生から3年間で起算となっています。

総合共済の給付内容はこちらのQRコードから確認できます。



住所変更、登録内容変更などもお忘れなく⇒

